

広報 しんち

3月1日現在
1.888世帯
男 4.159人
女 4.382人
合計 8.541人

37号
49/4



とじておきましよう

需要抑制で

きびしい四十九年度

三月定例町議会は、三月十二日から十九日まで行なわれ、四十九年度の予算案など、二十八議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

昨年の石油危機以来、物価の高騰がはげしく、このためすべての需要を抑える政策がとられ、公共事業もできるだけぐり延べを行うことになりました。

新地町でも、ことしほは町営住宅公民館などの建設を見送ることになりました。

しかし、ほ場整備、鴻の巣ダムなど産業基盤の整備、道路など生活環境の整備をはかるための事業については積極的にすすめ、いっそく住民生活の向上をはかるよう、最善の努力をいたします。

祭壇を御利用ください

町では祭壇三基を取揃いました
つきの規則により、御利用ください。

▽新地町祭壇貸付規則

(目的)

第一条 新地町における生活改善の推進を図るため、町が所有する祭壇の貸付けに因る必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の対象)

第二条 祭壇は、新地町内において葬祭を行う者に因る必要な事項を定めることを目的とする。ただし町長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(貸付期間)

第三条 貸付期間は、七日以内とする。

ただし、町長が特に必要と認めたときは期間を短縮させることができることとする。

(貸付料)

第四条 祭壇を借受けしようとする。



る者は別表に掲げる貸付料を納入しなければならない。

2 貸付料はすべて許可のときに前納するものとする。

3 町長は、特別の事由があると認められるときは、第一項の貸付料を減免し又は後納させることができる。

（借受者の義務）

第七条 借受者は、次に掲げる事項について履行する義務を負うものとする。

（1）借受者は、善良なる管理のもとに祭壇を使用しなければならない。

（2）借受者は、祭壇を滅失又は、き損したときは、事故報告書（第二号様式）により、すみやかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

（3）借受者が使用を開始する前に使用を取消したとき。（4）その他、町長が特別の事由があると認めたとき。

（申請手続）

第六条 祭壇を借受けしようとする者は、貸付申請書（第一号様式）を町長に提出し、貸付許可証の交付を受けなければならない。

（補則）

第九条 この規則に定めるもののほか、祭壇の貸付けに因る必要な事項は、町長が別に定める附則による。

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

町長の指示に従わなければならぬ。

貸付料	摘要	ただし第三条の規定による貸付期間を短縮したときも貸付料は減額しない。
一組につき 一万円		

町長日誌 楊年二



おめでとうございます

二月

21日 県社会教育委員会 県庁
23日 相馬地方市町村会
25日 県町村会正副会長会 県自
治会館。相馬地方町村会

26日 県町村会定期総会。国保
28日 真野ダム対策連絡協議会。
消防補償等組合会
27日 区長会。相馬地域開発連絡
協議会

星 死亡お悔やみ申しあげます
70 58 86 86 64 65
藤 小杉岡小釣作中中中中中
崎 川目川師 口川島里田神目
川 目川 師 口川島里田神目
渡 部太四郎 寺島トシヲ
佐 藤謙策
松 塚光治
深 雪江子
宮 史佳子
憲 明子
修 達也
角 田茂夫
佐 藤武司
菅 野義美
今 泉原
高 藤吉廣
渡 辺晃
大 橋義文
廣 川憲樹
荒 正夫
鈴 木重夫
阿 見弘志
佐 藤勉
鈴 木栄蔵
阿 見弘志
佐 藤勉
14日 尚英中卒業式
12日~19日 定例町議会